

○財務省告示第三百五十五号
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十六年十月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年十一月七日

財務大臣 麻生 太郎

名称及び記号
個人向け利付国庫債券（変動・
十年）（第五十四回）
発行の根拠
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
法律及びその条項
条第一項
の条項
振替法の適用
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
用等

六 振替単位 振替法の規定による振替口座簿

六	七	八	九	十
振替単位	振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金	額の整数倍の金額によるものと	する。
の利子の適用利率の	第二期以後の	発行価格の	発行日	の利子の
年計算期間開始日前に行われた、各利払期における利	年当たり、各利払期における利	額面金額百円につき百分ト	平成二十六年十月十五日	年〇・三四パーセント

用
利
率

発行から償還までの期間が九年

十一
初期利子

十二
第一期以

十六 払込場所 十五 期日 十四 償還金額 十三 償還期限

平成三十六年十月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十六年十月十五日

毎年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

第十号に規定する第二期
以後の利子の適用利率

100

額面金額 × $\frac{1}{100} \times \frac{1}{2}$
毎年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、各支払期に亘りて、その日以前六月間に属する利子として、次の算式によつて出した金額を支払う。

中途換金の取扱い

額面金額 × 0.34
100

初期利子支払期の6カ月前の日

X

୧୮

(二) 平成二十八年四月十五日以

後
の
場
合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子に相当する金額 × $\frac{7.9 \cdot 6.85}{100}$ 支払期に支払われた利子に相当する金額)

十八 中途換金

向こ取れ額十五日前であります。途中換金を請求する個人が債券の中途の区分により算出された金額は、次のように算式します。

(一) 額十五日前から平成二十七年四月十五日までの間の場合
本額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

(二) 額十五日前から平成二十七年四月十五日までの間の場合
本額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)